

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成17年1月

(平成18年4月一部変更)

(平成22年5月一部変更)

(平成26年9月一部変更)

(令和5年9月一部変更)

精 華 町

## 目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 .....	1
1. 精華町の概要 .....	1
2. 精華町の農業構造 .....	1
3. 精華町の農業経営の方向 .....	3
4. 農業経営改善施策の概要 .....	3
5. 施策の推進計画 .....	5
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 .....	6
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 .....	7
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 .....	8
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項...	9
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標と その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 .....	11
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 .....	13
1. 利用権設定等促進事業に関する事項 .....	13
2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 .....	20
3. 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項等 .....	23
4. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 .....	23
第6 その他 .....	25
附則 .....	25

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1. 精華町の概要

精華町は京都府の西南端にあつて、東経135度44分、北緯34度47分に位置し、南東は木津川市、西南は奈良県に接し、北は京田辺市に、また東は木津川の左岸に接している。

本町の総面積は、25.66km<sup>2</sup>で、東部は木津川の沖積地である平坦地で、西部は生駒山系に属する丘陵が南北に延びている。

町内の農地は、大半が東部に存在し、約250haの水田が約1kmの幅で南北に連なる。西部の丘陵地帯は東畑地区における標高188mを最高に、全体として半山間地の丘陵となっている。また、これらの地域の土壌は壤土及び砂壤土からなり、丘陵部の沢には多くのため池がみられ、その周辺に農地が点在する。

気象条件は、平均降雨日数100日余、年平均気温が15度、年平均降雨量が1,500mmであり、温暖で適量の雨量にも恵まれ農耕に好適の条件を備えている地域である。

東部の中央を南北にJR学研都市線と近鉄京都線が並行して縦貫している。道路は国道163号が本町南部を東西に横断し、それと交差して府道木津・八幡線、京奈和自動車道、山手幹線が南北に縦断しており、交通利便性に富んでいる。

本町の人口、世帯数は令和5年3月1日現在で36,709人、15,403世帯で、学研区域における大規模開発が一段落したことから、近年は人口減少の傾向が進んでおり、今後は町北部区域での大規模開発が予定されているものの、全国的な少子高齢化と人口減少の流れからも大幅な人口流入は見込める状況ではなく、既存住民の流出抑制を図る施策の展開が中心となる。

### 2. 精華町の農業構造

精華町の農業構造は、関西文化学術研究都市等の開発を始めとする急速な都市化により、農地が減少すると共に、第二次、第三次産業の発達による社会産業構造の変化に伴って専業農家は激減し、兼業農家が大半を占めている。表-1に示す産業別就業人口についてみると昭和55年以降の第1次産業の減少と第2次産業、第3次産業の増加が傾向として定着し、生産額についても第2次産業、第3次産業が主となる方向に移行する傾向が顕著になった。

主要な作物は水稲であるが、多くは小規模な兼業農家の経営によるものである。専業農家や第1種兼業農家では、水稲の他にいちご、とうがらし類、京野菜、花き等の施設栽培による複合経営が盛んであり、ケール等の有機農業も行われている。

また、周辺地域や都市住民との交流の場として、観光農園や市民農園も定着している。特に、観光いちご園は毎年3万人以上の来園者がある他、黒大豆枝豆の収穫体験が行われる法人も設立されている。

小規模な農用地をより有効に活用して、都市近郊という立地の優位性を活かした農業経営に取り組む構造が形成されつつある。こうした農業の展開が本町農業の今後の方向と考えられ、さらに農業経営の合理化、省力化の推進が可能ないように集約的、整形的な農地の基盤整備を進めるとともに、水稲、野菜等の施設栽培、観光農園、市民農園の集約的拡大が進むように農地利用の適正化、流動化を図ることが必要となっている。

表－1 総人口・世帯数及び産業別就業人口の動向

単位： 人、世帯、%

	総人口	総世帯数	産業別就業人口						
			うち 農家	総就業 人口	第 1 次	う ち 農 業	第 2 次	第 3 次	他
平成 7 年	22,691	6,783 (100)	824 (12)	10,695 (100)	549 (5)	544 (99)	2,904 (27)	7,187 (67)	55 (1)
平成 12 年	26,537	8,307 (100)	802 (10)	12,219 (100)	484 (4)	483 (99)	3,036 (25)	8,543 (70)	156 (1)
平成 17 年	34,236	11,226 (100)	792 (7)	15,600 (100)	490 (3)	485 (99)	3,487 (22)	11,365 (73)	258 (2)
平成 22 年	35,630	12,117 (100)	727 (6)	16,102 (100)	394 (2)	391 (99)	3,341 (21)	11,722 (73)	645 (4)
平成 27 年	36,376	12,775 (100)	655 (5)	16,393 (100)	347 (2)	340 (98)	3,321 (20)	11,925 (73)	800 (5)
令和 2 年	36,198	13,516 (100)	560 (4)	15,588 (100)	338 (2)	337 (99)	3,188 (20)	11,720 (75)	342 (2)

- (注) 1. 市町村行政区域に関する数字である。  
 2. 資料：国勢調査・農林業センサス  
 3. ( ) 内は構成比である。

### 3. 精華町の農業経営の方向

精華町ではこのような地域農業の現状及び見通しの下に、地域資源や恵まれた自然を活用しながら、学研都市を始めとする都市住民との交流や都市と農村との共生によって、農業の近代化や農業生産の多様化がより一層進んだ新しい都市近郊農業の振興を目指している。

既に優れた事例である観光農園、青とうがらし、花き、京野菜や地場野菜の施設栽培という高付加価値生産の基盤を一層強固にするとともに、地域計画策定により、各地域での中核的担い手と位置づけされる農業者の育成とあわせて安定的な農業経営形態を構築することとする。

これらを考慮して本町では、将来（概ね10年後）の農業経営の具体的な目標を設定し、新しい方向を探る。具体的な経営の指標は、精華町及びその周辺市町村において成立している安定的で優良な経営事例を踏まえつつ、今後の新しい地域農業での持続的発展が可能であり、かつ、地域産業として他産業従事者の所得水準に匹敵する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり年間2000時間）の水準を達成できるように努力するとともに、新しい農業形態が安定的な農業構造として確立していくことを目指す。

### 4. 農業経営改善施策の概要

新しい都市近郊農業は、「省力化された、もうかる農業」であり、「都市との共生」、「自然との共生」が柱となる付加価値の高い農業振興を目指すものである。特に、これまでの精華町農業の特色は、「安全と健康」、「伝統と味覚」をキーワードに、いちご、青とうがらし、花き、京野菜、地場野菜といった地域ブランドの農作物を育ててきている。これらの地域ブランド品の定着と持続的な生産体制の確立を基礎に、都市との共生が図れる農業経営改善の具体化を以下のように方向づける。

- ① 「人がつながり夢を叶える学研都市精華町」を基本構想とする第6次総合計画の土地利用や地域整備構成との総合性を図る。
- ② 町内のすべての地域で集落単位での長期的な計画づくりを農家や地域居住者の意向調査に基づいた地域計画を策定し、生活者、生産者のニーズに対応した豊かな地域づくりを進める。
- ③ 緑豊かな自然、木津川、ため池のうるおいのある水辺、伝統的な歴史・文化の地域資源を活かした農業基盤の整備と農村と都市との交流を進めるとともに農業の観光化を進める。
- ④ 「安全と健康」をテーマとした農作物のブランド化を進めるとともに、「安全と健康」に資する地域整備やファミリー農園等の都市住民との交流をベースとした新しい農業の経営形態を整備する。

以上の経営改善は農業生産に新しい収入源を加えることにより、農業と地域を活性化させる長期的な経営戦略をイメージしており、従来の農業経営を新しい視点から見直している。

各農業者は、自らの農業経営と同時に地域環境の整備や活用も自分たちの経営基盤の改善という視点でとらえる必要がある。地域と一体となった経営戦略こそが農業を活かし、自然にやさしい地域形成が可能となる。

こうした農業経営基盤の改善には、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する必要がある。

まず、町及び農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため精華町地域担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来

展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の精華町地域担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。また、個人の経営改善計画が町全体の整備構想と整合性があるかどうかを調整し、望ましい方向に相互協力ができるように図る。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している精華町農業委員会を核とした活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化しながら、農地中間管理機構の活用を中心として農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。また、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

さらにこのような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、ブランド作物や有機農業の安定化を図るとともに、都市と農業との共生に資する農地利用の集約化と付加価値の高い活用化を図る。さらに、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改良による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要であると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農

村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

## 5. 施策の推進計画

精華町は、精華町地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

特に、農業の観光化、交流施設化を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同協議会の下に農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

なお、以下のような生産振興と体制の強化を図る。

### <農業生産の振興>

#### ① 都市近郊農業の振興

地理的条件を活かし、ハウス栽培や施設園芸の普及を図り、商品価値の高い農産物づくりのための近代農業化を進める。

また、関西文化学術研究都市への立地施設の研究成果などを農業生産などに活用し、特色のある農業の発展を目指す。

#### ② 市民農園の推進

余暇時間の増大に伴い、都市住民の農業体験や「作る喜び」に対する需要に対応して、大規模で魅力ある市民農園の整備を進める。

特に、グリーンツーリズムや農業の観光化も視野に入れた施設整備を進め、都市と農村の交流、共生の拠点として一層充実させる。

#### ③ 特産物の育成

伝統野菜、花きなどの産地形成を進め、ブランド産地指定の促進や栽培技術の向上を図り、特産物の育成に努める。

また、地場流通を促進するため、直販所の増設や学研都市での販売、農業イベント等の多様な活動を展開する。

### <生産体制の強化>

#### ① 農地の利用増進の促進

中核的農家への農地の集団的集積や農地の流動化を促進し、農業経営の規模拡大や農地の有効・高度利用を図り、農業生産の効率化を進める。

また、農業生産法人などの新たな営農組織の育成などを含めて、農作業の受委託と市民農園の運営の近代化を促進する。

② 営農組織及び後継者の育成強化

集団的土地利用や機械・施設の共同利用、労働力の効率利用を通じて、組織的な担い手としての営農組織及び後継者の育成を図る。

また、集落営農推進協議会による研修会や各集落独自の研修会なども開催し、リーダーの育成を図るとともに、農業後継志望者に対する支援策を検討する。

③ 集出荷販売体制の強化

生産物の安定した消費を図るため、農業協同組合を中心とする共販体制を確立し、産地間競争に対応するため、生産技術の向上や、生産出荷の計画化、品質の均質化・省力化など、生産・販売面における生産者組織の育成強化を図る。

また、地場野菜の地産地消を促進することもあわせて、学校給食への地場農産物の供給など、地元消費者との結びつきを強める。

## 6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

精華町は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本町及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。



## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 施設野菜  青とうがらし + いちご 又は みず菜	<作付面積等> 水稲=30 a  施設野菜=20 a (青ト+みず菜、春菊)  <経営面積> 70 a	<資本装備> (中型機械化一貫体系) トラクター(22PS) 1台 コンバイン(2条刈) 1台 乾燥機(15石) 1台 パイプハウス 5棟 他	・経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンの導入による記帳の簡素化	・休日制の導入 ・農業共済等の加入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
水稲 + 花き	<作付面積等> 水稲=60 a 花き=40 a  <経営面積> 100 a	<資本装備> トラクター(22PS) 1台 コンバイン(2条刈) 1台 鉄骨ハウス 4棟 乾燥機(15石) 1台 他		
水稲 + 露地野菜  なすび + 花菜	<作付面積等> 水稲=50 a 野菜=35 a (なすび+花菜)  <経営面積> 120 a	<資本装備> トラクター(22PS) 1台 コンバイン(2条刈) 1台 乾燥機(15石) 1台 パイプ支柱		

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を踏まえ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 ＋ 施設野菜  青とうがらし ＋ いちご 又は みず菜	<作付面積等> 水稲＝30 a  施設野菜＝12 a (青ト＋みず菜、春菊)  <経営面積> 54 a	<資本装備> (中型機械化一貫体系) トラクター(22PS) 1台 コンバイン(2条刈) 1台 乾燥機(15石) 1台 パイプハウス 3棟 他	・経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンの導入による記帳の簡素化	・休日制の導入 ・農業共済等の加入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
水稲 ＋ 花き	<作付面積等> 水稲＝60 a 花き＝20 a  <経営面積> 80 a	<資本装備> トラクター(22PS) 1台 コンバイン(2条刈) 1台 鉄骨ハウス 2棟 乾燥機(15石) 1台 他		
水稲 ＋ 露地野菜  なすび ＋ 花菜	<作付面積等> 水稲＝50 a 野菜＝20 a (なすび＋花菜)  <経営面積> 100 a	<資本装備> トラクター(22PS) 1台 コンバイン(2条刈) 1台 乾燥機(15石) 1台 パイプ支柱		

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品であるいちご、とうがらし等の農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

##### (1) 就農希望者に対する受入体制

新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

##### (2) 多様な担い手の確保・就業環境の整備等

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2. 精華町が主体的に行う取組

##### (1) 受入

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、意欲と能力を幅広く農業に活用し得るよう、農作業ボランティアや農業塾の活動等を通じて、積極的に掘り起こしを図り、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあつせん・確保、資金調達のサポートを行う。

##### (2) 定着

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

本町が主体となり、府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように本町は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

### (3) 青年等就農計画～農業経営改善計画

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や府による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

さらには、認定農業者の養成として、生産方式の高度化や経営管理の合理化等に対応できる先進的な技術を有した人材を目指し、複式簿記の導入に対する講習や各種の研修及び認定農業者が自らの創意と工夫によって、農業に取り組めるような条件の整備と経営支援に努める。

## 3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 府農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

## 4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、府及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、府及び京都農人材育成センター（京都府 農業経営・就農支援センター）等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、農地中間管理機構、市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標と その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
<b>53%</b>	

上記シェアの目標は、個人経営体を中心として、現状の農業振興地域内農地を生産作物別に集約していけるような営農協力、営農支援を実施しつつ、一団の特産地形成を目指す。その後、農業経営の共同化、組織化、企業的経営化を可能なところから実施し、同時に農地の借用や統合等による経営の合理化を進め、目標面積のシェアが可能な農地利用へと誘導する。

必要に応じて、高齢農家や後継者難の農家からの委託経営を進め、安定的な農業経営の実現を目指す。

### 2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町では、米を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

#### (2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

本町では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。

このため、町中央部及び木津川沿いの平坦部地区においては、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導する等とともに、中山間地域の旧山田荘地区においては農用地利用改善団体等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、本町の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

- ① 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。
- ② 中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや地域特産物の生産に活用するエリア等の設定を促進するとともに、再生が困難な荒廃農地や荒廃農地化が危ぶまれる農地については、地域の話し合いを通じて、計画的な植林などの粗放的管理も視野に入れた農地保全等の取組を進める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

精華町は、京都府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、精華町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 町中央部及び木津川沿いの平坦部地区においては、ほ場整備事業が進められており、ほ場区画化及び大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域の旧山田荘地区においては、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。特に農用地の流動を市民農園利用に集約し、都市住民との交流的な農業による経営の安定化を図るとともに、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。加えて農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 法18条の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### ① 地域計画策定の推進

精華町は、付加価値型農業、観光農業、市民農園により経営の安定化と拡大を図ろうとする認定農業者及びそれらの者で構成する生産組織、農業生産法人を地域農業の中核的な担い手と位置づけ、地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿を地域の農業者等との協議を行うことによる地域計画を定めること及び目標地図の作成にて明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地に

ついて利用権の設定等を促進する。

## ② 協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、地域農業に関わる者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町広報誌への掲載や町ホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

協議の場の参加者について、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農業会議の現地推進役、農地中間管理機構、土地改良区、京都府、その他地域住民等の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

## ③ 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで京力農場プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

## ④ その他第4条第3項第1号に掲げる事項

また、本町は、地域計画の策定に当たって、京都府、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画の実行に際しては、目標地図に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## (2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 利用権の設定等を受ける者が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等、特別



な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- イ 混牧林地として利用するため利用権設定等を受ける場合、その者が利用権の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業法第7条第1号に規定する特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等は除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。  
なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて精華町長に確約書を提出すること。
  - ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。  
なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であつて、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいうこと。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を精華町へ提出すること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2

条第3項第2号チに掲げる者を除く)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

### (3) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、賃借の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権移転の時期は、別紙2のとおりとする。

### (4) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から開発事業計画を提出させる。
- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

### (5) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本町は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(6)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

## (6) 要請及び申出

- ① 精華町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、精華町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地中間管理機構は、その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実地が必要であると認められるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(5)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

## (7) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(6)の①の規定による農業委員会から要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(6)の②から④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったとき、本町は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

## (8) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定を受ける者の氏名または名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について、利用権の設定等を行う者の氏名または名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、賃借及びその支払い方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより、取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）利用権の条件その他利用権の設定（または移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。）その支払い（持ち分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（２）の④に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が（２）の④に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて精華町長に報告する旨
  - ア ①に規定するの氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
  - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
  - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
  - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
  - カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに①の行う耕作又は養畜の事業への従事状況
  - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が③、④以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及び①に規定する者が（２）の④に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）
  - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
  - イ 原状回復の費用の負担者

- ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
  - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
  - オ 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

#### (9) 同意

本町は、農業利用集積計画の案を作成したときは、(8)の②に規定する土地ごとに(8)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

#### (10) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、または、(6)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めるときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち、(8)の①から⑨までに掲げる事項を本町の掲示板へ掲示の方法により公告する。

#### (11) 公告の効果

本町が(10)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって、利用権が設定され(もしくは移転し)または所有権が移転するものとする。

#### (12) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を、効率的に利用するように努めなければならない。

#### (13) 紛争の処理

本町は利用権設定等促進事業の実地により利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (14) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

精華町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(10)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(2)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきとを勧告する。

- ① その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

- ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ③ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

#### (15) 農地利用集積計画の取消し等

本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

- ① (10)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(2)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- ② (14)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

#### (16) 取消の公告

本町は、(15)の取消しをしたときは、(15)の①及び②に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本町の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(15)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等の働きかけ等を行うものとし、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。

## 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として、適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総

合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき、法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)に定める農用地利用規程認定申請書を精華町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。
- ② 本町は申請された農用地利用規程が、次に掲げる要件に該当するときは法第23条第1項に基づく認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の担当部分について農業上の利用を行う、企業的経営に基づく生産性の高い先進的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地につ

いて、利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは（5）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の担当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （7）農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受



け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、精華町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的重点的な支援・協力が行われるように努める。

**3. 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等**

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で、必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農業の受託事業を行う生産組織、または経営体の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた、部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん

農業委員会、農地中間管理機構及び農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとするものから申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや調整に努めるとともに農作業の受託を行う農業者の組織化の促進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

**4. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項**

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

- ア 本町は、農業経営の近代化を進め認定農業者を中心になされるようシステムの整備に

努めるものとする。

- イ 本町は、農村集落の定住条件の整備を促進するため、集落整備事業の実施に努めるものとする。
- ウ 本町は、有機営農やブランド作物による活性化対策への積極的な取り組みにより、高付加作物と近郊野菜の適地適作の観点に立った合理的な組み合わせによる土地利用の確立と農用地の利用集積と連担化による効率的な経営体の育成に努めるものとする。
- エ 本町は、稲田地区に設置されている地域資源総合管理施設の利用の促進を図るため、農業協同組合との連携を図りながら、新たな加工作物、加工品の研究、開発および販売の検討を進め、農業経営の多角化を進める。
- オ 農業協同組合が進めている組織経営体への発展母体として期待される生産組織の育成を支援するとともに、地域資源総合管理施設の適正な利用料金の設定と、利用者に対する利益還元が図られるよう努めるものとする。
- カ 本町は、谷地区に設置される地場野菜や観光農業の集約的ハウス施設を農業近代化施設として導入を積極的に推進し、企業経営に基づく生産性の高い先進的な農業経営を目指す認定農業者や生産組織等が経営の発展を図っていく上での条件整備に努めるものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について行動計画を樹立するとともに、関係機関団体のそれぞれの役割と具体的対応を明確化し、関係者が一体となって合意の下に企業的経営に基づく生産性の高い先進的な農業経営体の育成とこれらの者に農用地の利用集積が図られるよう強力に推進する。

② これらの課題について、関係機関・団体が必要な情報と課題を共有し、総合的な議論や役割・責任分担を行う場として、精華町、京都やましろ農業協同組合、精華町農業委員会、京都府山城南（北）農業改良普及センター、京都府山城広域振興局、京都南部地域農業共済組合により組織する精華町地域担い手育成総合支援協議会を十分活用する。

### ③ 関係機関、団体等の協力

農業委員会、京都やましろ農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう相互に連携し協力関係を深めるものとし、本町はこのような協力関係における調整機能を十分に発揮するよう努める。

## 第6 その他

この基本構想に定めるものの他、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成17年1月1日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成22年5月31日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

1. この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

別紙1（第5の1（2）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象農地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

（3）土地改良法第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

別紙2（第5の1（3）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
Ⅰの①に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</li> <li>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</li> <li>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</li> </ol>

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。  2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。



#### IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算出される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

所 有 権 移 転 の 時 期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>